



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県総合福祉センターの利用料金の承認（福祉政策課） ..... 1
- 土地改良区の定款の変更の認可・4件（村づくり計画課） ..... 4
- 土地改良区の役員の就任の届出（村づくり計画課） ..... 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・3件（村づくり計画課） ..... 5
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金の承認（ものづくり振興課） ..... 7
- 県道の路線の公示内容の変更（道路管理課） ..... 10

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（情報基盤整備課） ..... 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（情報基盤整備課） ..... 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（病虫害防除技術センター） ..... 13
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） ..... 17
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） ..... 17
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課） ..... 18
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課） ..... 18
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課） ..... 19

### 教育委員会事項

- 指定技能教育施設の所在地の変更の届出 ..... 22

### 収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 ..... 22

### 正 誤

- 令和 8 年 5 月 29 日付け公報定期第 5414 号中訂正 ..... 22

## 告 示

### 沖縄県告示第 249 号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 48 号）第 15 条第 3 項の規定により、次のとおり沖縄県総合福祉センターの利用料金を承認した。

令和 8 年 6 月 19 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県総合福祉センター
- 2 指定管理者 那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番地 1 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- 3 利用料金の適用年月日 令和 8 年 7 月 1 日
- 4 利用料金の額
  - (1) 施設利用料金

区分	利用料金の額					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～21 時	9 時～17 時	13 時～21 時	9 時～21 時

多目的ホール	8,580円	17,160円	17,160円	25,740円	34,320円	42,900円
会議室（小）	1,430円	2,860円	2,860円	4,290円	5,720円	7,150円
会議室（中）	1,840円	3,840円	3,840円	5,720円	7,700円	9,560円
会議室（大）	3,270円	6,700円	6,700円	10,010円	13,420円	16,710円
介護実習室	1,840円	3,840円	3,840円	5,720円	7,700円	9,560円
研修室（中）	1,840円	3,840円	3,840円	5,720円	7,700円	9,560円
研修室（大）	3,270円	6,700円	6,700円	10,010円	13,420円	16,710円
視聴覚室	1,840円	3,840円	3,840円	5,720円	7,700円	9,560円
教室（小）	1,430円	2,860円	2,860円	4,290円	5,720円	7,150円
教室（中）	1,840円	3,840円	3,840円	5,720円	7,700円	9,560円
教室（大）	3,270円	6,700円	6,700円	10,010円	13,420円	16,710円
ボランティア室	1,840円	3,840円	3,840円	5,720円	7,700円	9,560円
結プラザ	1時間につき2,860円 野外ステージを併せて使用する場合 1時間につき3,570円					
ロビー展示場	1日につき2,860円					
アルコーブ展示場	1日につき1,430円					

備考

1 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金（以下「超過料金」という。）の額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。

(1) 12時から17時までは、超過時間1時間につき午後の利用料金の額の4分の1の額に100分の120を乗じた額

(2) 17時後は、超過時間1時間につき夜間の利用料金の額の3分の1の額に100分の120を乗じた額

2 多目的ホールを練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額とする。

3 1及び2において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(2) 附属設備利用料金

ア 多目的ホール

種別	品目	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	390円
	司会者卓	1台	190円
	花台	1台	130円
音響映像器具	ダイナミックマイク	1台	260円
	ワイヤレスマイク	1台	530円
	演台用マイク	1台	260円

	CDプレーヤー	1 台	660円
	MDプレーヤー	1 台	660円
	LD/DVDプレーヤー	1 台	3,520円
	カセットテープレコーダー	1 台	660円
	ビデオテープレコーダー（再生）	1 台	3,520円
	ビデオテープレコーダー（録画）	1 台	2,170円
	プロジェクター	1 台	3,520円
照明器具	サスペンションライト（500W×24台）	1 列	590円
	サイドスポットライト（500W×12台）	1 式	390円
	センタースポットライト（1kW×8台）	1 式	390円
	フォロースポットライト（1kW×2台）	1 式	130円

備考 多目的ホールの附属設備利用料金は、1ステージごとに徴収する。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 研修室等

種別	品目	単位	利用料金の額
音響映像器具	ダイナミックマイク	1 台	260円
	ワイヤレスマイク	1 台	530円
	CDプレーヤー	1 台	530円
	カセットテープレコーダー	1 台	390円
	DVDプレーヤー	1 台	1,690円
	ビデオテープレコーダー	1 台	1,690円
	ビジュアルプレゼンター	1 台	1,690円
	プロジェクター	1 台	1,690円

ウ ロビー等

種別	品目	単位	利用料金の額
その他	展示パネル	1 枚	60円

備考 展示パネルの利用料金は、1日を単位とする。

エ 結プラザ

種別	品目	単位	利用料金の額
音響映像器具	ワイヤレスマイク	1 台	530円
	ワイヤレスアンプ	1 台	660円
その他	折りたたみイス	1 脚	20円

オ 冷房設備

区分	単位	利用料金の額
多目的ホール	1時間につき	2,700円
会議室（小）	1時間につき	290円
会議室（中）	1時間につき	590円
会議室（大）	1時間につき	920円
ボランティア室	1時間につき	590円

備考 教室（小）は会議室（小）と、介護実習室、研修室（中）、視聴覚室及び教室（中）は会議室（中）と、研修室（大）及び教室（大）は会議室（大）と同じ区分とする。

**沖縄県告示第250号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 糸満市喜屋武第3土地改良区
- 2 認可年月日 令和8年6月1日

**沖縄県告示第251号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 認可年月日 令和8年6月2日

**沖縄県告示第252号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 宮古土地改良区
- 2 認可年月日 令和8年6月2日

**沖縄県告示第253号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区
- 2 認可年月日 令和8年6月5日

**沖縄県告示第254号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり長浜川土地改良区から役員が就任した旨の届出があった。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	黒島和香	読谷村字渡慶次1139番地6

任期 令和8年4月1日から令和11年6月30日まで

**沖縄県告示第255号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり糸満市喜屋武第3土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地
理事	徳嶺義武	糸満市字喜屋武370番地
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	仲西栄二	糸満市字糸満777番地
理事	亀甲等	糸満市字喜屋武326番地
理事	大保小百合	糸満市字喜屋武379番地
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地
監事	前原信栄	糸満市字喜屋武347番地
監事	金城健正	糸満市字真栄平182番地

任期 令和8年3月30日から令和12年3月29日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地
理事	徳嶺義武	糸満市字喜屋武370番地
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の2
理事	仲西栄二	糸満市字糸満777番地
理事	亀甲等	糸満市字喜屋武326番地

監事	亀甲武光	糸満市字喜屋武239番地
監事	前原信栄	糸満市字喜屋武347番地
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地

沖縄県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり宮古土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲里長造	宮古島市平良字島尻1465番地
理事	松原清光	宮古島市平良字松原531番地6
理事	前川尚誼	宮古島市平良字西里2029番地2
理事	饒平名健二	宮古島市城辺字砂川690番地5
理事	平良和彦	宮古島市城辺字福里469番地1
理事	平良武	宮古島市城辺字下里添1042番地536
理事	平良哲則	宮古島市下地字嘉手苺813番地
理事	川平陽一	宮古島市平良字西里1085番地1 シャトレ仲宗根203
理事	砂川巖	宮古島市上野字宮国1039番地6
理事	根間正三郎	宮古島市上野字上野405番地8
理事	荷川取勝広	宮古島市伊良部字長浜1822番地6 市営平江団地3棟1号
理事	池間拓夫	宮古島市伊良部字池間添667番地4
理事	嘉数登	宮古島市平良字西里860番地13第一嘉数マンション201
理事	川満盛子	宮古島市平良字下里1305番地1
監事	池間勉	宮古島市平良字荷川取318番地13
監事	川満勝也	宮古島市平良字東仲宗根723番地45
監事	上地昭人	宮古島市下地字上地401番地2

任期 令和8年4月5日から令和12年4月4日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲里長造	宮古島市平良字島尻1465番地
理事	松原清光	宮古島市平良字松原531番地6
理事	楚南雅春	宮古島市平良字西原1154番地4

理事	前川尚誼	宮古島市平良字西里2029番地2
理事	宮国高宣	宮古島市平良字東仲宗根910番地2F
理事	島尻孝雄	宮古島市平良字東仲宗根882番地2
理事	岡村幸男	宮古島市城辺字長間692番地8
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地1
理事	饒平名健二	宮古島市城辺字砂川690番地5
理事	多良間雅三	宮古島市城辺字友利188番地1
理事	平良哲則	宮古島市下地字嘉手苺813番地
理事	石嶺明男	宮古島市下地字上地7番地7
理事	砂川巖	宮古島市上野字宮国1039番地6
理事	与那覇国洋	宮古島市上野字上野54番地5
監事	池間勉	宮古島市平良字荷川取318番地13
監事	國仲清正	宮古島市城辺字下里添132番地3
監事	上地昭人	宮古島市下地字上地401番地2

**沖縄県告示第257号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり石垣島土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	上地盛友	石垣市字登野城728番地

任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新城純	石垣市字大浜59番地1

**沖縄県告示第258号**

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例（平成15年沖縄県条例第14号）第16条第3項の規定により、次のとおり沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの利用料金を承認した。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
- 2 指定管理者 バイオセンター運営共同体  
代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7

ヤシマ工業株式会社 那覇市久米2丁目16番25号

3 利用料金の適用年月日 令和8年4月1日

4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 会議室及び研修室

種別	単位	利用料金の額
第1会議室	1室1時間につき	730円
第2会議室	1室1時間につき	540円
第3会議室	1室1時間につき	820円
小会議室	1室1時間につき	130円
研修室	1室1時間につき	1,280円

イ 研究室及び実証室

(ア) 継続して利用する期間が入居年度から起算して5年度以内の場合

種別	単位	利用料金の額
研究室	1平方メートル1月につき	2,310円
実証室	1平方メートル1月につき	850円

(イ) 継続して利用する期間が入居年度から起算して5年度を超える場合

継続利用年度	単位	利用料金の額	
		研究室	実証室
入居年度から起算して5年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,420円	890円
入居年度から起算して6年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,540円	930円
入居年度から起算して7年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,650円	970円
入居年度から起算して8年度を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,770円	1,020円
入居年度から起算して9年度以上を経過した年度	1平方メートル1月につき	2,880円	1,060円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研修室等	液晶プロジェクター	一式1時間につき	1,280円
	アンプ	同	500円
	ワイヤレスマイク	同	400円
会議室等	第1会議室冷房設備	1時間につき	480円
	第2会議室冷房設備	同	350円
	第3会議室冷房設備	同	540円
	小会議室冷房設備	同	90円
	研修室冷房設備	同	860円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
分析機器室等	自動細胞解析装置	一式1時間につき	3,010円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	330円
	可視・紫外分光光度計	同	170円
	蛍光分光光度計	同	620円
	高速液体クロマトグラフ	同	940円
	タンデム型質量分析装置	同	3,090円
	G C-質量分析装置	同	1,260円
	F T-赤外分光光度計	同	580円
	遠心分離器	同	350円
	純水・超純水製造装置	同	290円
	製氷器	同	160円
	D N Aシーケンサー	同	3,020円
	蛍光イメージスキャナー	同	170円
	バイオアナライザー	同	710円
	核磁気共鳴装置	同	4,020円
	飛行時間型タンデム質量分析装置	同	7,340円
	液体クロマト四重極質量分析装置	同	5,830円
	円二色性分散計	同	2,890円
	光散乱検出高速液体クロマトグラフ	同	1,890円
	旋光計	同	670円
	試験研究用凍結乾燥機	同	250円
	クリーンベンチ	同	220円
	オートクレーブ	同	240円
	アミノ酸分析装置	同	850円
	蛍光顕微鏡	同	710円
	分取高速液体クロマトグラフ	同	640円
	キャピラリー電気泳動装置	同	600円
	水分活性測定装置	同	260円
	リアルタイムPCR	同	240円
	レオメーター	同	220円
	超高速液体クロマトグラフ	同	1,110円
走査型電子顕微鏡	同	420円	
実証室	粗粉粉碎機	同	460円
	微粒粉碎機	同	830円
	滅菌装置	同	1,580円
	打錠試験機	同	1,740円
	ニーダー	同	590円
	顆粒機	同	780円
	培養タンク	同	1,520円
	ディスク型遠心分離器	同	1,660円
	実証用凍結乾燥機	同	3,960円
	ドラム式製麴装置	同	2,350円
	ジャーファーマンター (90リットル)	同	2,320円
	ジャーファーマンター (600リットル)	同	1,040円
	小型凍結乾燥機	同	1,510円
	送風定温乾燥機	同	110円
	冷却水循環装置	同	50円
	液体充填機	同	360円
	X線異物検出機	同	320円
	低温乾燥機	同	270円
	データロガー	同	190円
	電解水生成装置	同	20円
	粉体殺菌装置	同	2,980円
	超高温液体加熱処理装置	同	1,550円
	粉碎器	同	570円
	粉末自動充填機	同	430円
	回転ドラム乾燥機	同	230円
	乳化分散機	同	230円
急速冷凍装置	同	140円	

備考

- 1 利用料金が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 4 入居年度とは、初めて利用の許可を受けた年度をいう。

**沖縄県告示第259号**

県道の路線の公示内容を次のとおり変更する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

旧新の別	路線名	起点 終点	重要な経過地
旧	石垣空港線	新石垣空港 石垣市	
新	石垣空港線	石垣空港 石垣市	

**公 告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県IT資産管理システム賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和8年6月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 次のア及びイの要件をいずれも満たすことを証する書類を提出できること。
    - ア 過去に地方公共団体が発注するIT資産管理システムを構築した実績を有すること。
    - イ IT資産管理システムの保守管理業務に関し、直近2事業年度以上の実績を有すること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと

を証する書類

カ 2(4)に掲げる要件を満たすことを証する書類

キ その他知事が定める書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-866-2036 メールアドレス xx013005@pref.okinawa.lg.jp

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 8 年 7 月 17 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県 I T 資産管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 19 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県 I T 資産管理システム賃貸借（設置及び設定を含む。以下同じ。）一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(7) 令和 8 年 6 月 19 日付け沖縄県公報定期第 5419 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県 I T 資産管理システム賃貸借に係る入札参加資格を

有すると認められた者

(i) 沖縄県IT資産管理システムに係る機器等（以下「機器等」という。）の導入・障害対応業務体制証明書を令和8年7月17日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、機器等の導入及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、24時間内に技術者を派遣して対応できることを証明した者

(ii) 納入しようとする機器等の仕様書適合証明書を令和8年7月17日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

イ 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和8年7月17日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。

(7) 自主的に結成された共同企業体であること。

(i) 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。

(ii) 各構成員は2(1)ア(7)に該当する者であること。

(c) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

(d) 各構成員の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上であること。

(h) 出資比率が代表者よりも高い構成員が存しないこと。

(k) 共同企業体として2(1)ア(i)及び(ii)の要件を満たすこと。

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配布

3 入札に参加するものに必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 この公告の日から令和8年7月17日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和8年7月17日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年7月30日（木曜日）午後2時

(2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年7月17日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和8年7月30日(木曜日)午前11時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Bids to be tendered  
Lease of IT Asset Management Systems at Okinawa Prefectural Government. (This includes duties concerning installation and set-up.) 1 complete set.
- (2) Bid opening  
Date and Time: 30 July, 2026 (Thursday) 2:00 p.m.
- (3) Division in charge  
Information Infrastructure Development Division Department of Planning  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan  
Telephone number 81-98-866-2036

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

沖縄県病害虫防除技術センター所長 伊 禮 信

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板(地上防除用3回分) 163,497枚
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入の期限 令和8年8月20日(木曜日)、同年10月15日(木曜日)及び同年12月17日(木曜日)
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月20日付け沖縄県公報定期第5388号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるミカンコミバエ防除用単剤誘殺板に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県のホームページからダウン

ロードすること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 令和8年6月19日（金曜日）から同年7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県病害虫防除技術センター 〒902-0072 那覇市字真地123番地 電話番号098-886-3880
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 令和8年6月19日（金曜日）から同年7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和8年8月4日（火曜日）午前11時
  - (2) 場所 沖縄県病害虫防除技術センター不妊化棟1階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県病害虫防除技術センターに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書の交付
  - (1) 入札説明書を交付する期間 この公告の日から令和8年7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。その場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県病害虫防除技術センター
  - (2) 所在地 〒902-0072 那覇市字真地123番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他の必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和8年7月31日（金曜日）午後5時  
イ 方法 簡易書留郵送により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 SUMMARY

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
163,497 pieces of wood fiberboards for male annihilation technique to Oriental fruit flies management in Okinawa.
- (2) DATE OF BIDS  
11:00 a.m. August 4, 2026
- (3) POINT OF CONTACT  
Okinawa Prefectural Plant Protection Center  
123 Maji, Naha City, Okinawa, 902-0072, Japan  
Telephone 098-886-3880

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

沖縄県病害虫防除技術センター所長 伊 禮 信

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板（航空防除用3回分） 157,206枚
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入の期限 令和8年8月20日（木曜日）、同年10月22日（木曜日）及び令和9年1月28日（木曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月20日付け沖縄県公報定期第5388号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるミカンコミバエ防除用単剤誘殺板に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県のホームページからダウンロードすること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和8年6月19日（金曜日）から同年7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県病害虫防除技術センター 〒902-0072 那覇市字真地123番地 電話番号098-886-3880

## 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和8年6月19日（金曜日）から同年7月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 場所 3(2)の場所

## 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月4日（火曜日）午前11時30分
- (2) 場所 沖縄県病害虫防除技術センター不妊化棟1階会議室

## 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県病害虫防除技術センターに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
  - (3) 2 人以上の者から委託を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書の交付
- (1) 入札説明書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 入札説明書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。その場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病虫害防除技術センター
  - (2) 所在地 〒902-0072 那覇市字真地123番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他の必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）午後 5 時  
イ 方法 簡易書留郵送により 3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 SUMMARY
- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
157,206 pieces of wood fiberboards for male annihilation technique to Oriental fruit flies management by helicopter.
  - (2) DATE OF BIDS  
11:30 a.m. August 4, 2026
  - (3) POINT OF CONTACT  
Okinawa Prefectural Plant Protection Center  
123 Maji, Naha City, Okinawa, 902-0072, Japan  
Telephone 098-886-3880

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年6月19日から同年10月19日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び読谷村商工観光課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和8年4月24日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 読谷村PFI民間収益施設PROJECT 読谷村字座喜味2901番地1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社飛翔の風 読谷村字ときわ36番地5-A棟 代表取締役 林拓司
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也、金秀興産株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 砂川久美子
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年12月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,870平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 384台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 44台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 280平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 47立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前7時、閉店時刻 翌日の午前零時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時から翌日の午前零時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時から午後6時まで  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び読谷村商工観光課において縦覧に供する。)

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年6月19日から同年10月19日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 加藤久誠
- 3 届出年月日 令和8年5月26日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市計画課において縦覧に供する。)

5 変更の年月日 次の表のとおり

(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市計画課において縦覧に供する。)

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ石垣市石垣店 石垣市字石垣真地原45番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年6月19日から同年7月21日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグストアモリ石垣大浜店 石垣市字大浜南大浜418番6ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年6月19日から同年7月21日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 セキュリティ対策サーバ等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において3年以上であること。

- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年7月13日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至つた場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するセキュリティ対策サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年6月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 セキュリティ対策サーバ等（以下「サーバ等」という。）の賃貸借一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 令和8年6月19日付け沖縄県公報定期第5419号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるセキュリティ対策サーバ等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
  - イ サーバ等に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した障害対応業務体制証明書を令和8年7月21日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者
  - ウ 納入しようとするサーバ等の機能等証明書を令和8年7月21日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該サーバ等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
  - エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和8年7月21日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和8年7月28日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月29日（水曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を令和8年7月27日（月曜日）午後3時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年7月21日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和8年7月28日（火曜日）午後5時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和8年7月28日（火曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時 令和8年6月22日（月曜日）午前11時
- イ 場所 沖縄県警察本部庁舎5階情報管理課開発室 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Name and Quantities of the Article to be leased  
Lease of Security Measures Servers  
Quantity:1 Complete Set
- (2) Bid Opening  
Date and Time: 11:00 on Wednesday, July 29th, 2026  
Place:Police Museum, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) How to submit the Bid Document  
Submit the bid document to the Handling Division mentioned below by 17:00 on Tuesday, July 28th, 2026  
In case of submitting the bid document by postal service, the bid document must be delivered to the Handling Division by 17:00 on Tuesday, July 28th, 2026  
\* The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.
- (4) Handling Division  
Organization:Accounting Division, Police Administration Department,  
Okinawa Prefectural Police HQ  
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan  
Phone:098-862-0110 (Ext.2242)  
Office(Window)hours:9:00a.m-5:00p.m.

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和8年6月19日

沖縄県教育委員会  
教育長 半 嶺 満

所在地の変更

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	変更前	変更後	変更年月日
FC琉球高等学院	沖縄市安慶田五丁目1番16号グランシャトレ安慶田2F	沖縄市安慶田五丁目1番16号グランシャトレ安慶田2F	金武町字金武4348番地の2	令和9年4月1日

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和8年6月19日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道那覇北中城線（翁長～上原）道路改築事業（沖縄県中頭郡西原町字棚原前原地内から同町字上原大田地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
中頭郡西原町字上原運堂	354番	—	公衆用道路一部原野	—	20.13	20.13	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の1、2、3及び4の各点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点を結んだ線により囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和8年5月14日

## 正 誤

令和8年5月29日付け公報定期第5414号掲載の「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細

則（沖縄県公安委員会規則第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	9	
行	下から14	
誤	理	由
正	理	由
	報告又は提出の期限	

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地